



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

417	随意契約の相手方の決定	(税務課).....	1
418	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	8
419	〃	(〃).....	8
420	〃	(〃).....	8
421	〃	(〃).....	9
422	六箇井土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	9
423	平成23年度狩猟免許試験の実施	(果樹園芸課).....	9
424	遊漁規則の変更の認可	(資源管理課).....	11
425	漁船損害等補償法の規定による加入区の指定	(〃).....	11
426	道路の区域変更	(道路保全課).....	11
427	道路の供用開始	(〃).....	12
428	道路の区域変更	(〃).....	12
429	道路の供用開始	(〃).....	13
430	道路の区域変更	(〃).....	13
431	道路の供用開始	(〃).....	13
432	道路の位置の指定	(都市政策課).....	14

○ 人事委員会告示

5	平成23年度和歌山県職員採用I種試験の実施	14
---	-----------------------	-------	----

○ 公安委員会告示

16	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	18
----	---------------------	-------	----

○ 労働委員会告示

1	あっせん員候補者名簿の公示	19
---	---------------	-------	----

○ 海区漁業調整委員会指示

1	まき餌船釣り等の禁止等	21
2	ウミガメの採捕等	22

○ 正誤

	平成23年4月1日付け和歌山県報2245号目次中	23
--	--------------------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第417号

県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システムの運用管理業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システム運用管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局税務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社南大阪電子計算センター

大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号

5 随意契約に係る契約金額

(1) 県税運営システム

ア 法人二税

(ア) 予定申告書等パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 予定申告書等入力処理	1か月当たり	10,100円
(ウ) 予定申告書等作成処理	1か月当たり	22,500円
(エ) 確定申告書等パンチ処理	1件当たり	60円
(オ) 確定申告書等入力処理	1か月当たり	40,100円
(カ) 確定申告書等作成処理	1か月当たり	83,600円
(キ) 申告書入力特別処理	1か月当たり	27,600円
(ク) 更正・決定処理	1か月当たり	72,600円
(ケ) 利子割額明細書パンチ処理	1件当たり	13円
(コ) 利子割額明細書入力処理	1か月当たり	21,600円
(サ) 利子割額明細書作成処理	1か月当たり	48,200円
(シ) 是認入力処理	1か月当たり	109,600円
(ス) 月例統計処理	1か月当たり	132,600円
(セ) 交付税調作成処理	作業1回当たり	300,000円
(ソ) 課税状況調作成処理	作業1回当たり	300,000円
(タ) 法人登録に関する処理	1か月当たり	57,600円
(チ) 未処理法人調査に関する処理	作業1回当たり	75,000円
(ツ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	72,600円
(テ) オンライン処理	1か月当たり	147,600円
(ト) 予算積算資料作成処理	作業1回当たり	80,000円
(ナ) 年報ファイル作成処理	作業1回当たり	30,000円
(ニ) 大口法人・減免法人調べ	作業1回当たり	45,000円
(ヌ) 増減理由に関する調べ	作業1回当たり	27,000円
(ネ) 未登録法人調査処理	作業1回当たり	20,000円
(ノ) 国税突合処理	1か月当たり	40,000円
(ハ) 外形標準課税等別表パンチ処理	1件当たり	50円
(ヒ) 外形標準課税等別表入力処理	1か月当たり	47,600円
(フ) 外形標準課税等別表作成処理	1か月当たり	32,600円
(ヘ) 電子申告データ反映処理	1か月当たり	100,000円

イ 県民税利子割

(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
--------------	-------	-----

(イ) 申告書入力処理	1か月当たり	43,600円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,600円
(エ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,600円
(オ) 月例処理	1か月当たり	80,100円
(カ) 課税状況前年対比処理	1か月当たり	54,600円
(キ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	30,600円
(ク) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	15,000円
ウ 証券二税		
(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1か月当たり	43,600円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,600円
(エ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,600円
(オ) 月例処理	1か月当たり	80,100円
(カ) 課税状況前年対比処理	1か月当たり	54,600円
(キ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	30,600円
(ク) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	15,000円
エ 不動産取得税		
(ア) 調定データパンチ処理	1件当たり	65円
(イ) 調定データ取込処理	1か月当たり	20,000円
(ウ) 調定データ入力処理	1か月当たり	87,600円
(エ) 月例処理	1か月当たり	138,600円
(オ) 課税チェックリスト作成処理	1か月当たり	27,600円
(カ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	42,600円
(キ) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(ク) 総務省報告処理	作業1回当たり	72,000円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	45,000円
オ 個人事業税		
(ア) 随時調定処理	1か月当たり	117,600円
(イ) 個人事業税調査表処理	作業1回当たり	5,000円
(ウ) 調定データパンチ処理	1件当たり	28円
(エ) 定例調定処理 (前期)	作業1回当たり	885,500円
(オ) 定例調定処理 (後期)	作業1回当たり	673,500円
(カ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	42,600円
(キ) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(ク) 年次統計処理	作業1回当たり	45,000円
カ ゴルフ場利用税		
(ア) 申告書処理	1か月当たり	27,600円
(イ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	5,100円
(ウ) 更正・決定処理	1か月当たり	5,100円
(エ) 月例処理	1か月当たり	72,600円
(オ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	20,100円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	42,600円

(キ) 年次処理	作業1回当たり	30,000円
キ 軽油引取税		
(ア) 申告書処理	1か月当たり	42,600円
(イ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,600円
(ウ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,600円
(エ) 月例処理	1か月当たり	72,600円
(オ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	27,600円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(キ) OCR処理	1か月当たり	27,600円
(ク) 年次処理	作業1回当たり	30,000円
ク 個人県民税		
(ア) 月例処理	1か月当たり	102,600円
(イ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	12,600円
(ウ) オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(エ) 年次統計処理	作業1回当たり	75,000円
ケ その他処理		
(ア) 調定処理 (鉦区税)	作業1回当たり	12,600円
(イ) 調定処理 (狩猟税)	作業1回当たり	12,600円
(ウ) 延滞金調定処理	1か月当たり	81,000円
(エ) 延滞金繰越処理	作業1回当たり	81,000円
(オ) 収納マスタ更新処理	作業1回当たり	12,600円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(キ) 課税状況調パンチ処理	1枚当たり	640円
コ 収納管理		
(ア) 消し込み処理	1か月当たり	597,600円
(イ) 還付充当処理	1か月当たり	312,900円
(ウ) 月次集計処理	1か月当たり	95,000円
(エ) 督促状・催告状等作成処理	1か月当たり	87,600円
(オ) 未納・減額・処分等一覧表作成	1か月当たり	50,100円
(カ) 報償金算定処理	作業1回当たり	46,500円
(キ) 決算統計処理	作業1回当たり	690,000円
(ク) 収納実績処理	1か月当たり	117,600円
(ケ) 宛名圧縮マスタ作成処理	作業1回当たり	375,000円
(コ) 滞納処分一覧表作成	1か月当たり	80,100円
(サ) 収入状況一覧表作成	作業1回当たり	66,600円
(シ) 滞納者管理オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(ス) 不納欠損処理	作業1回当たり	30,000円
(セ) 高額滞納者一覧処理	作業1回当たり	249,000円
(ソ) 滞納整理進行管理状況処理	1か月当たり	132,900円
(タ) マスタ切り処理	作業1回当たり	300,000円
(チ) 延滞金切り処理	作業1回当たり	90,000円
(ツ) 本税時効到来分リスト作成	作業1回当たり	36,000円
(テ) 延滞金時効到来分リスト作成	作業1回当たり	90,000円
(ト) 延滞金催告通知処理	作業1回当たり	300,000円

(ナ) 未納データベース作成処理	作業1回当たり	46,000円
(ニ) 住所コード更新処理	1か月当たり	32,600円
(ヌ) 金融機関エラーチェック処理	作業1回当たり	48,600円
(ネ) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(ノ) 納付情報登録処理	1か月当たり	65,000円
(ハ) 仮消し込み反映処理	1か月当たり	17,000円
(ヒ) 本消し込み反映処理	1か月当たり	10,000円
(フ) 滞納者マスタ作成処理	1か月当たり	10,000円
サ 各種消耗品		
(ア) ロングライフリボンカートリッジ	1個当たり	2,200円
(イ) トナーカートリッジ 大	1本当たり	24,000円
(ウ) ドラムカートリッジ 大	1本当たり	56,000円
(エ) EPカートリッジ 中	1本当たり	33,600円
(オ) トナーカートリッジ 小	1本当たり	16,000円
(カ) ドラムユニット 小	1本当たり	32,000円
(キ) B4 カット用紙	1箱当たり	2,600円
(ク) A4 カット用紙	1箱当たり	1,800円
(ケ) 応用用紙 (白紙連続用紙)	1箱当たり	2,900円
シ メール費用		
(ア) 各種帳票集配送	1か月当たり	190,000円
ス システム作成費用		
(ア) プログラム作成費	1人日当たり	40,000円
セ 機器使用料		
(ア) 端末装置使用料	1か月当たり	5,222,290円
(イ) 端末装置保守料	1か月当たり	1,640,100円
(ウ) 回線使用料	1か月当たり	934,620円
(エ) 付属機器使用料	1か月当たり	1,083,480円
(オ) 情報セキュリティ対策料	1か月当たり	489,200円
(カ) 休日等ホスト稼働料	1時間当たり	19,000円
ソ 県税運営システム再開費		
(ア) プログラム開発費	1ステップ当たり	320円
(2) 軽油流通情報管理システム		
ア データパンチ処理	1件当たり	23円
イ 流通データ処理	1か月当たり	169,100円
ウ 異動データ処理	1か月当たり	39,600円
エ 数量突合処理	1か月当たり	27,600円
オ 申告書プレプリント処理	1か月当たり	36,600円
(3) 自動車税システム		
ア 月例処理関係		
(ア) 分配情報作成及び関連1回目処理	1か月当たり	119,400円
(イ) 分配情報作成及び関連2回目処理	1か月当たり	52,500円
(ウ) 分配情報チェックリスト作成	情報1件当たり	9.1円
(エ) 分配情報修正カード作成	修正データ1項目1枚当たり	14円
(オ) 分配情報修正1回目作業	1か月当たり	119,400円

(カ) 分配情報修正2回目作業	1か月当たり	52,500円
(キ) カナ情報修正カード作成	修正データ1項目1枚当たり	14円
(ク) カナ情報付与1回目処理	1か月当たり	79,700円
(ケ) カナ情報付与2回目処理	1か月当たり	35,000円
(コ) 車種名付与1回目処理	1か月当たり	33,600円
(サ) 車種名付与2回目処理	1か月当たり	14,700円
(シ) 追加情報カード作成	追加情報1項目1枚当たり	9円
(ス) 追加情報付与1回目処理	1か月当たり	66,400円
(セ) 追加情報付与2回目処理	1か月当たり	29,200円
(ソ) 税率・郵便番号等付与1回目処理	1か月当たり	53,400円
(タ) 税率・郵便番号等付与2回目処理	1か月当たり	23,400円
(チ) 課税マスタ異動1回目処理	1か月当たり	404,400円
(ツ) 課税マスタ異動2回目処理	1か月当たり	177,800円
(テ) 減額・還付内訳書作成処理	1件当たり	1.8円
(ト) 減額通知書作成	減額通知書1件当たり	21円
(ナ) 公金送金通知書等作成処理	通知書1件当たり	32円
(ニ) リストテープ作成処理	作業1回当たり	80,400円
(ヌ) 納税者番号付与1回目処理	1か月当たり	179,400円
(ネ) 納税者番号付与2回目処理	1か月当たり	78,900円
(ノ) 異動履歴処理1回目作業	1か月当たり	89,400円
(ハ) 異動履歴処理2回目作業	1か月当たり	39,300円
(ヒ) 自動車取得税月例1回目処理	1か月当たり	48,400円
(フ) 自動車取得税月例2回目処理	1か月当たり	21,200円
イ 課税処理関係		
(ア) 賦課減額決議書等作成処理	作業1回当たり	45,000円
(イ) 賦課減額決議書動態調べ作成処理	作業1回当たり	81,000円
(ウ) 移転サインチェックリスト作成処理	作業1回当たり	45,000円
(エ) 身体障害者減免者テープ作成処理	作業1回当たり	121,000円
(オ) 減免通知書作成	通知書1件当たり	6.2円
(カ) 減免継続申請書作成処理	申請書1件当たり	16.5円
(キ) 納税通知書データ作成処理(バーコードなし)	納税通知書1件当たり	17.4円
(ク) 納税通知書データ作成処理(バーコードあり)	納税通知書1件当たり	16.2円
(ケ) 定期賦課処理	作業1回当たり	990,000円
(コ) 賦課時情報引継処理	作業1回当たり	24,000円
(サ) 履歴マスタ年度末処理	作業1回当たり	180,000円
(シ) 滞納繰越年度末処理	作業1回当たり	180,000円
(ス) 現年度完納分過年度データ移行処理	作業1回当たり	180,000円
(セ) 滞納完納分過年度データ移行処理	作業1回当たり	135,000円
(ソ) 分納履歴・課税マスタ整合性チェック処理	1か月当たり	24,300円
(タ) 公示サインによるコメントレコード1回目作成	1か月当たり	57,300円
(チ) 公示サインによるコメントレコード2回目作成	1か月当たり	25,200円
(ツ) 要調査サイン修復処理	作業1回当たり	60,000円
(テ) 職権保留連絡票作成(現年及び滞繰)	作業1回当たり	60,000円
(ト) 職権保留更新処理(現年及び滞繰)	作業1回当たり	90,000円

(ナ) 減免・免除・復活更新処理	1か月当たり	270,000円
ウ 納貯口座処理関係		
(ア) 納貯口座加入者自動抽出処理	作業1回当たり	675,000円
(イ) 納貯口座対象者リスト作成処理	作業1回当たり	90,000円
(ウ) 納貯口座マスタ異動処理	作業1回当たり	31,000円
(エ) 納貯・口座関係明細書作成処理	1件当たり	1.8円
(オ) 口座振替分納税通知書データ作成	通知書1件当たり	6.2円
(カ) 県税振替納付依頼書作成	依頼書1件当たり	11.5円
(キ) 納貯組合員の納税状況調査作成処理	作業1回当たり	18,000円
(ク) 口座振替分磁気テープ作成	作業1回当たり	18,000円
(ケ) 口座振替分フロッピーディスク作成	作業1回当たり	45,000円
(コ) 金融機関コード別集計表作成作業	作業1回当たり	22,000円
(サ) 金融機関コード整備処理	1か月当たり	21,600円
(シ) 振替口座データ一括変換処理	作業1回当たり	60,000円
(ス) 口座振替納税証明書データ作成	1件当たり	6.2円
エ 収納処理関係		
(ア) オンライン消込処理	1件当たり	17円
(イ) 収入状況一覧表作成	1件当たり	1.8円
(ウ) 収入状況リストテープ作成処理	作業1回当たり	120,000円
(エ) 督促状等データ作成処理 (バーコードなし)	1件当たり	17.4円
(オ) 督促状等データ作成処理 (バーコードあり)	1件当たり	16.2円
(カ) 徴収カード作成処理	1件当たり	8.5円
(キ) 各種テープ抽出処理	作業1回当たり	120,000円
(ク) 督促状等控えリスト作成	1件当たり	1.2円
(ケ) 督促状等発付前納付リスト作成	作業1回当たり	12,000円
(コ) 口座振替分磁気テープ変換作業	作業1回当たり	18,000円
(サ) 自動車税済通年度処理	作業1回当たり	117,000円
(シ) MPN収納用納税証明書作成	1件当たり	6.2円
オ 統計その他		
(ア) 各種統計資料作成処理	作業1回当たり	121,000円
(イ) 軽油使用者調作成処理	1件当たり	3.6円
(ウ) 各種リストテープ作成処理	作業1回当たり	121,000円
(エ) 各種プルーフリスト作成	1か月当たり	9,900円
(オ) 大口リスト作成	1件当たり	1.8円
(カ) コメントリスト作成	作業1回当たり	30,000円
(キ) 未納データベース (収入状況) 作成	作業1回当たり	228,700円
(ク) 身体障害者減免データベース作成	1か月当たり	12,900円
(ケ) 身体障害者減免未納者一覧表作成	作業1回当たり	120,000円
(コ) 職権抹消処理	作業1回当たり	216,000円
(サ) 職権抹消照会ハガキ作成	1件当たり	12円
(シ) 自動車税滞納者マスタ作成処理	作業1回当たり	14,000円
(ス) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(セ) オンライン処理作業	1か月当たり	899,700円
カ 自動車取得税関係		

(ア) 自動車取得税データコンバート	作業1回当たり	15,000円
(イ) 自動車取得税オンライン処理	1か月当たり	12,600円
キ プログラム作成関係		
(ア) プログラム作成費	1人日当たり	40,000円
(イ) プログラム開発費	1ステップ当たり	320円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第418号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3022250231	第2ゆうあいホーム	田辺市たきない町22-15	共同生活介護・共同生活援助	知的障害者 精神障害者	社会福祉法人やおき福祉会	田辺市たきない町22-15	平成23.4.1	平成29.3.31

和歌山県告示第419号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3022300416	はまかぜの家	新宮市新宮5126-4	共同生活介護・共同生活援助	知的障害者 精神障害者	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成23.4.1	平成29.3.31

和歌山県告示第420号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3022410116	ホームほのか	西牟婁郡白浜町矢田267	共同生活介護	知的障害者	社会福祉法人紀伊の郷	西牟婁郡白浜町大古759-1	平成23.4.1	平成29.3.31

和歌山県告示第421号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3022410058	ケアホーム翼	西牟婁郡上富田町南紀の台62-28	共同生活介護	知的障害者	社会福祉法人南紀のぞみ会	田辺市たきない町21-38	平成23.4.1	平成29.3.31

和歌山県告示第422号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、六箇井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成23年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第423号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、平成23年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成23年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 狩猟免許試験の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地
7月14日	木	正午	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平二丁目1-2
7月14日	木	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
7月14日	木	正午	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8
8月27日	土	正午	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平二丁目1-2
8月27日	土	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1

2 試験科目

(1) 適性試験

適性試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 技能試験

ア 鳥獣の判別

鳥獣の図画等により狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣に誤認されやすい鳥獣のうち16種類の判別について行う。

イ 猟具の取扱い

(ア) 網猟免許に係るもの

- a 網の猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。
- b 網の猟具1種類についての架設を行う。

(イ) わな猟免許に係るもの

- a わなの猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。
- b わなの猟具1種類についての架設を行う。

(ウ) 第一種銃猟免許に係るもの

銃器の点検、分解、結合、装てん、射撃姿勢及び脱砲並びに空気銃の圧縮操作、装てん及び射撃姿勢並びに距離の目測等猟具の取扱いについて行う。

(エ) 第二種銃猟免許に係るもの

空気銃の圧縮操作、装てん及び射撃姿勢並びに距離の目測について行う。

(3) 知識試験

鳥獣の保護及び狩猟に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について、択一式の筆記試験を行う。

3 狩猟免許試験の順序

適性試験及び知識試験を技能試験の前に行うものとし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者については、他の試験を行わない。

4 狩猟免許試験の免除

法第39条第3項の規定による網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許若しくは第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合は、知識試験のうち鳥獣の保護及び狩猟に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識の試験を免除する。

5 受験資格

県内に住所を有する者。ただし、法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者を除く。

6 携帯品

(1) 狩猟免許試験受験票

(2) 筆記用具

7 狩猟免許試験の申込み

狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書1通に必要事項を記載し、次の書類等を添付の上、住所地为管轄する振興局農業振興課に申し込むこと。

(1) 写真1枚

最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル×横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。

(2) 狩猟免許手数料

5,200円（和歌山県証紙）とする。ただし、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合にあっては、3,900円とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあっては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

ア 許可を受けていない者は、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）を提出すること。

イ 一眼が見えない者は、他眼の視野が左右150度以上であって、網猟免許又はわな猟免許に係る適性試験にあっては視力が0.5以上であること、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る適性試験にあっては視力が0.7以上であることを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）を提出すること。

なお、申請後に事故があった場合等によりやむを得ない場合は、試験実施後3日以内（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）に上記の書類を提出すること。

8 免許申請書の提出期間及び時間

次に掲げる期間とする。ただし、県の休日を除くものとし、申込時間は、午前9時から午後5時30分ま

でとする。

- (1) 7月14日実施試験については、6月1日(水)から同6月30日(木)まで
- (2) 8月27日実施試験については、6月1日(水)から8月15日(月)まで

9 その他

狩猟免許試験開始時刻に遅れた者の受験は、認めない。

和歌山県告示第424号

有田川漁業協同組合及び日高川漁業協同組合の第5種共同漁業権に係る遊漁規則の変更については、平成23年4月7日付けで漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり認可した。

平成23年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

- (1) 有田川漁業協同組合
有田郡有田川町徳田113-9
和内共第6号
- (2) 日高川漁業協同組合
日高郡日高川町松瀬310
和内共第13号

2 遊漁規則の変更の内容

次のとおり

(「次のとおり」は省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課に備え置いて、告示の日から平成23年6月19日まで縦覧に供する。)

3 変更後の遊漁規則の施行の日

平成23年4月7日

和歌山県告示第425号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項及び第2ただし書の規定により、加入区を次のように指定するので同条第6項の規定より告示する。

平成23年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

加入区の名称	加入区の区域
那智加入区	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮、天満、朝日、湯川、二河、橋の川、市野々、川関及び井関

和歌山県告示第426号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市木津字四畝町227番1地先から同市木津字鴻ノ巣214番1地先まで	旧	4.20 } 11.40	308.80	
同上	新	11.35 } 12.70	312.20	

和歌山県告示第427号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 海南市木津字四畝町227番1地先から同市木津字鴻ノ巣214番1地先まで

供用開始の期日 平成23年4月19日

和歌山県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字平字下ノ浦146番3地先から同町大字萩原字築出833番4地先まで	旧	4.30 } 41.55	4,232.00	下浦橋 L=4.50 幸橋 L=4.10 天の子橋 L=7.40 平橋 L=10.00 下津川橋 L=15.50 無名橋 L=4.20 無名橋 L=3.00 無名橋 L=3.60 無名橋 L=5.00 無名橋 L=5.10 無名橋 L=3.50 境谷橋 L=4.50 月露谷橋 L=5.30 無名橋 L=4.40

伊都郡かつらぎ町大字笠田東字北川1614番2地先から同町大字萩原字築出846番1地先まで	新	4.15 } 12.08	129.75	北川橋	L=20.10
--	---	--------------------	--------	-----	---------

和歌山県告示第429号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字笠田東字北川1614番2地先から同町大字萩原字築出846番1地先まで

供用開始の期日 平成23年4月19日

和歌山県告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 岩出野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市貴志川町神戸字稲戸714番1地先から同市貴志川町神戸字稲戸725番3地先まで	旧	7.27 } 7.57	95.60	
同上	新	9.58 } 10.10	95.60	

和歌山県告示第431号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出野上線

供用開始の区間 紀の川市貴志川町神戸字稲戸714番1地先から同市貴志川町神戸字725番3地先まで
 供用開始の期日 平成23年4月19日

和歌山県告示第432号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
 平成23年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3135	海南市大野中宇春日山1056番223	和歌山市紀三井寺1-225 出口晋司	平成 23. 4. 11	4. 00	3. 75

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第5号

平成23年度和歌山県職員採用I種試験を次の要綱により実施する。
 平成23年4月19日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

平成23年度和歌山県職員採用I種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員	主 な 職 務 内 容
一般行政職	通常枠	56人程度	知事部局又は教育委員会等における事務
	特別枠	10人程度	
学校事務職		7人程度	県立学校における事務
警察事務職		14人程度	警察本部又は警察署等における事務
総合土木職		14人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務
建築職A		2人程度	知事部局等における県営住宅等県立施設の施工監理、建築指導等の業務
建築職B		1人程度	警察本部等における建築施工、監理及び設計等の業務
電気職B		1人程度	警察本部等における電気設備等の施工及び保守管理等の業務
化学職		2人程度	知事部局等における公害の規制指導、検査分析及び試験研究等の業務
農学職		6人程度	知事部局等における農業・畜産に関する指導、普及、試験研究等の業務
林学職		2人程度	知事部局等における森林政策、林業・木材産業の指導及び森林土木事業の施工監理等の業務
水産職		2人程度	知事部局等における水産に関する行政事務及び試験研究等の業務

2 受験資格

(1) 建築職B以外の試験区分

次のアからウまでのいずれかの要件を満たす人

- ア 昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人
- イ 平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成24年3月末日までに卒業見込みの人
- ウ 人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 建築職Bの試験区分

次のア及びイの要件のいずれも満たす人

- ア 昭和47年4月2日以降に生まれた人
- イ 1級建築士の免許取得者

(3) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	平成23年6月26日(日)	和歌山市 田辺市	【一般行政職特別枠以外の試験区分】 平成23年7月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。 【一般行政職特別枠】 平成23年7月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	【一般行政職特別枠以外の試験区分】 (1日目) 平成23年7月下旬の指定する1日 個別面接①、論文試験、適性検査 (2日目) 平成23年8月下旬の指定する1日 個別面接②、集団討論 (集団討論は、一般行政職通常枠のみ)	和歌山市	平成23年9月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。
	【一般行政職特別枠】 平成23年8月上旬の指定する1日		

4 試験の方法及び内容

(1) 一般行政職特別枠以外の試験区分

	試験種目	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数55題のうち50題を解答する選択解答制とする。 ア 選択解答出題分野(社会科学、人文科学及び自然科学) 30題中25題を選択解答とする。 イ 必須解答出題分野(文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈) 25題を必須解答とする。	2時間30分
	専門試験 (択一式)	600点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験 40題を全問必須解答とする。 ただし、総合土木職のみ、45題中25題を必須解答、残り20題中15題を選択解答とする。	2時間

第 2 次 試 験	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験 (1200 字程度)	1時間30分
	面接試験	1800点	人物、能力、性格等についての個別面接 (2回) 及び集団討論 (集団討論は、一般行政職通常枠のみ)	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査	

(2) 一般行政職特別枠

	試験種目	配 点	内 容	試験時間
第 1 次 試 験	教養試験 (択一式)	120点	前記 (1) の第1次試験 教養試験と同内容	2時間30分
	専門試験 (択一式)	180点	前記 (1) の第1次試験 専門試験と同内容	2時間
	アピール論文試験	700点	高度な能力や実績等を得る過程で培った能力をアピールする論文試験 (文字数及び枚数の制限なし)	1時間30分
第 2 次 試 験	論文試験	200点	前記 (1) の第2次試験 論文試験と同内容	1時間30分
	面接試験	1400点	自身が培った能力等を県政にどのように活かすかのプレゼンテーション及び人物、性格等についての個別面接 (注) 第2次試験日前の指定する日までに、特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類等の提出を求めるが、その提出書類等に虚偽が判明した場合は、採用資格を失う。	
	適性検査		前記 (1) の第2次試験 適性検査と同内容	

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。

ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

ウ 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	出 題 分 野
一般行政職通常枠 一般行政職特別枠 学校事務職 警察事務職	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等
総合土木職	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構等
建築職 A・B	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
電気職 B	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等
化学職	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等
農学職	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品化学・食品貯蔵加工学等
林学職	森林政策・森林経営学、造林学 (森林生態学、森林保護学を含む。)、林業工学、林産一般、砂防工学等

水 産 職	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学等
-------	--

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の配布場所

和歌山県人事委員会事務局
 和歌山県パスポートセンター
 和歌山県庁正面玄関サービスステーション
 各振興局地域振興部総務県民課
 海草振興局建設部海南工事事務所
 東牟婁振興局申本建設部総務管理課
 和歌山県東京事務所
 わかやま喜集館
 和歌山県名古屋観光センター
 和歌山県警察本部警務課
 和歌山県警察本部交通センター交通企画課
 県内各警察署

(2) 申込用紙の郵便による請求

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

また、和歌山県のホームページの「電子申請/申請書」から申込用紙等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送の場合

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「I種試験受験申込み」と朱書き、必ず簡易書留郵便にすること。

イ インターネットの場合

和歌山県のホームページの「電子申請/申請書」画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成23年5月16日（月）から受付を開始し、平成23年5月27日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成23年5月9日（月）の午前10時から平成23年5月20日（金）の午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。
 なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、メールを送付するので、電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

なお、受験番号の送付通知は、受付期間終了後に行うので、再度電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

その後指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼ること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は、受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。採用の時期は、おおむね平成24年4月の予定である。

(2) 採用時の給料月額は、178,800円（平成23年4月1日現在の一般行政職の場合）で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 点字等による受験

一般行政職については、点字受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、車椅子、ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する人も同様に申し出ること。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間 （土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）午前9時（開示期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (2) 第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第16号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成23年4月19日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型）			

技能検定員審査 (中型) 技能検定員審査 (普通) 技能検定員審査 (大特) 技能検定員審査 (大自二) 技能検定員審査 (普自二) 技能検定員審査 (牽〔けん〕引) 技能検定員審査 (大型二種) 技能検定員審査 (中型二種) 技能検定員審査 (普通二種)	技能検定に関する技能及び知識	平成23年6月15日 (水) から同年6月17日 (金) までの3日間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査 (大型) 教習指導員審査 (中型) 教習指導員審査 (普通) 教習指導員審査 (大特) 教習指導員審査 (大自二) 教習指導員審査 (普自二) 教習指導員審査 (牽〔けん〕引) 教習指導員審査 (大型二種) 教習指導員審査 (中型二種) 教習指導員審査 (普通二種)	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成23年5月10日 (火) から同年5月17日 (火) までの毎日 (ただし、土曜日及び日曜日を除く。)
 午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書 (申請場所で所定の用紙を交付する。)

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真 (申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの) 1枚

(4) 審査手数料

ア 教習指導員審査手数料

15,650円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例 (昭和22年和歌山県条例第28号) で定める額

イ 技能検定員審査手数料

24,700円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問い合わせ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課試験場教習所係 (電話 073-473-0110 内線363)

労働委員会告示

和歌山県労働委員会告示第1号

労働委員会規則 (昭和24年中央労働委員会規則第1号) 第68条第1項の規定により、和歌山県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公示する。

平成23年4月19日

和歌山県労働委員会会長 吉澤義則

和歌山県労働委員会あつせん員候補者名簿

(平成23年4月6日現在)

氏 名	現 職	経験及び履歴	委嘱日
よしざわよしのり 吉澤義則	弁護士	27期～38期公益委員 31期～35期会長代理 36期～38期会長	S. 60. 4. 2
ありたよしひで 有田佳秀	弁護士	36期～38期公益委員 36期～38期会長代理	H18. 3. 17
いしばしきだお 石橋貞男	和歌山大学教授	36期～38期公益委員	H18. 3. 17
しみずかずこ 清水和子	特定社会保険労務士	37期～38期公益委員	H20. 3. 19
はやしてつろう 林 徹 郎	(元) 和歌山県東京事務所長	37期～38期公益委員	H20. 3. 19
ふるたにのりお 古谷紀男	和歌山県電力総連会長	34期～38期労働者委員	H15. 2. 17
たかはしよしのり 高橋義典	基幹労連和歌山県本部顧問	36期～38期労働者委員	H19. 3. 28
すぎかつのり 杉勝則	和歌山県地方労働組合評議会事務局長	37期～38期労働者委員	H20. 3. 19
うらのかつや 裏野勝也	運輸労連和歌山県連合会執行委員長	37期～38期労働者委員	H20. 10. 1
よこやまみつひろ 横山光裕	UIゼンセン同盟和歌山県支部支部長	38期労働者委員	H22. 11. 17
うめもとひろふみ 梅本博文	(前) 運輸労連和歌山県連合会執行委員長	33期～37期労働者委員	H12. 1. 18
ないとうたかあき 内藤高明	(前) UIゼンセン同盟和歌山県支部支部長	36期～38期労働者委員	H19. 3. 28
しおじげかず 塩路茂一	和歌山県経営者協会専務理事	31期～38期使用者委員	H7. 11. 10
あんどうもとじ 安藤元二	関西コンサルティングシステム株式会社代表取締役	34期～38期使用者委員	H14. 2. 27
こばたえいぞう 小畑英三	小畑産業株式会社代表取締役	35期～38期使用者委員	H16. 3. 17
うじけんいち 宇治健一	株式会社サンライズ代表取締役	36期～38期使用者委員	H18. 3. 17
かすやもとはる 糟谷元春	太陽シールパック株式会社取締役会長	38期使用者委員	H22. 3. 19
たかぎ たまかず 高木玉和	高木彫刻株式会社代表取締役	37期使用者委員	H20. 3. 19
きよはらひさお 清原久雄	労働委員会事務局長		H23. 4. 6
やまもとたけお 山本武生	労働委員会事務局審査調整課長		H21. 4. 6
すぎわかかつひこ 杉若勝彦	労働委員会事務局審査調整課副課長		H22. 4. 7
まつもとよしはる 松本義春	労働委員会事務局審査調整課主任		H19. 4. 4
なかしまけいざぶろう 中島敬三郎	労働委員会事務局審査調整課主任		H21. 4. 6

しまもとひろき
島本博紀

労働委員会事務局審査調整課主査

H22. 4. 7

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、和歌山県海面における遊漁のまき餌を使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為（以下「まき餌船釣り等」という。）について、次のとおり指示する。

平成23年4月19日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本秀春

- 1 別表の禁止区域においては、まき餌船釣り等の行為をしてはならない。ただし、漁業権者の同意を得た区域については、この限りでない。
- 2 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨害してはならない。
- 3 この指示の有効期間は、平成23年4月24日から平成24年4月23日までとする。

別表

漁場の位置	免許権者名（免許番号） 又は関係漁業協同組合名	禁止区域	禁止期間
和歌山市加太地先	加太漁業協同組合 (和共第1号)	全域	周年
日高郡美浜町三尾地先	三尾漁業協同組合 (和共第21号)	別掲1	11月1日から翌年3月31日まで
西牟婁郡白浜町椿地先	和歌山南漁業協同組合	別掲2	周年
有田市宮崎町逢井地先	逢井八角網漁業生産組合 (和定第2号) (和定第3号)	定置網の垣網左右100mの区域	周年
有田市千田地先	代表者 狗巻吉明ほか1名 (和定第4号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	代表者 永田一仁ほか1名 (和定第8号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	株式会社弁天前大敷 (和定第9号)		
	株式会社弁天前大敷 (和定第10号)	周年	
東牟婁郡串本町田原地先	代表者 和歌山東漁業協同組合ほか1名 (和定第11号)		10月20日から翌年6月30日まで
東牟婁郡太地町地先	太地水産共同組合 (和定第12号)		10月20日から翌年6月30日まで
	太地水産共同組合 (和定第13号)		5月1日から12月31日まで
東牟婁郡那智勝浦町宇久井地先	宇久井漁業協同組合 (和定第14号)		10月20日から翌年7月31日まで

別掲1

和共第21号の区域のうち次のアからクまでの点を順次結んだ線と最大高潮時陸岸とに囲まれた区域（世界測地系）

- ア 基点第174号（日高郡日の御崎に設置した標識）
北緯33度52.86分 東経135度03.48分
- イ 基点第173号（日高郡日の御崎大倉礁頂上に設置した標識）
北緯33度52.83分 東経135度03.35分
- ウ 北緯33度52.71分 東経135度02.78分
- エ 北緯33度52.38分 東経135度03.09分
- オ 北緯33度52.35分 東経135度03.49分
- カ 北緯33度52.92分 東経135度06.33分
- キ 北緯33度53.38分 東経135度06.53分
- ク 北緯33度53.51分 東経135度06.53分

別掲2

西牟婁郡白浜町椿地先における次のアからウまでの各点を中心とする半径500mの範囲
（世界測地系）

- ア 北緯33度35.91分 東経135度19.39分
- イ 北緯33度35.16分 東経135度21.49分
- ウ 北緯33度34.68分 東経135度20.92分

和歌山海区漁業調整委員会指示第2号

和歌山県海域におけるウミガメの採捕等について漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成23年4月19日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本秀春

（定義）

- 1 この指示において「ウミガメ」とは、ウミガメ科3種（アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ及びそれらの卵）をいう。

（採捕の制限）

- 2 和歌山県海域においては、ウミガメを採捕してはならない。ただし、卵を保護するために移動する場合及び3の承認を受けた者が行う場合については、この限りでない。

（承認の対象）

- 3 ウミガメ採捕の承認の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者
- (3) 和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者

（承認証の携帯）

- 4 3の承認を受けた者は、ウミガメを採捕するときは、交付された承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

（報告書の提出）

- 5 3の承認を受けた者は、採捕期間終了後速やかに採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

（指示の有効期間）

- 6 この指示の有効期間は、平成23年5月16日から平成25年5月15日までとする。

（制限又は条件）

- 7 3の承認に当たっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 3の(1)又は(2)に該当する場合

ア 3の(1)又は(2)に掲げる目的以外の採捕をしてはならないこと。

イ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。

(2) 3の (3) に該当する場合

ア 採捕の期間は、6月1日から8月31日までとすること。

イ 雌のウミガメ及び卵を採捕してはならないこと。

ウ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。

(取扱要領)

8 この指示に定めるもののほか採捕の承認等に関する取扱いは、別に委員会が定めるところによる。

正 誤

正 誤

平成23年4月1日付け和歌山県報第2245号目次中

ページ	行目	誤	正
1	上から20	小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間	外海を根拠地とする小型機底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間